

令和 2 年 10 月 9 日
不動産・建設経済局参事官

サブリース事業適正化ガイドラインの最終とりまとめ ～賃貸住宅管理業法（サブリース新法）の施行に向けた検討会の開催～

「第2回賃貸住宅管理業法の施行に向けた検討会」を10月14日（水）に開催し、「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年6月公布）」（サブリース新法）の本年12月中旬の施行に向けて、「サブリース事業に係る適正な業務のためのガイドライン」の最終とりまとめに向けた議論を行います。

本年6月、賃貸住宅管理業について、登録制度の創設とその業務の適正な実施のため必要な規制を設けるとともに、サブリース事業についても、契約の適正化のため必要な規制を設けた「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」が公布されました。今後、本法律の施行に当たり、その内容が円滑かつ適切に実施されることが重要です。

本法律のうち、サブリース事業に関する措置については、規制の実効性を担保し、サブリース業者等とオーナーとのトラブルを防止するため、法の対象や法違反となり得る具体的な事例を明確化し、これらの規制の内容について、関係業界はもとより、広く一般の方にも分かりやすく示す「サブリース事業に係る適正な業務のためのガイドライン」等についてご議論いただいております。

今回、第2回の検討会を開催し、本ガイドラインの最終とりまとめに向けた議論を行います。

【第2回検討会について】

1. 日 時：令和2年10月14日（水）10：00～12：00（予定）
2. 場 所：中央合同庁舎2号館低層棟共用会議室2B
東京都千代田区霞が関2-1-2
3. 議 題：ガイドライン案等について 等
4. その他：

※会議は非公開としますが、会議の冒頭（青木局長挨拶を予定）カメラ撮影が可能です（会場：中央合同庁舎2号館低層棟共用会議室2B）。撮影をご希望の報道関係者は10月13日（火）17：00までに別紙の取材申込書にてお申し込みください。

※今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、カメラ撮影への参加は各社1名までとさせていただきます。また、消毒液による手洗いやマスクの着用を含む咳エチケットの徹底等、感染症予防対策へのご協力をお願いいたします。なお、風邪のような症状等がある場合には、参加を控えていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

※ガイドライン案等の資料については検討会終了後HPにて掲載予定。

【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 参事官付

課長補佐 石原(内線 25131) 係長 久保田(内線 25133)

(電話)03-5253-8111【代表】03-5253-8288【直通】

(ファックス)03-5253-1557

「賃貸住宅管理業法の施行に向けた検討会」委員名簿

【委員】

太田 秀也	麗澤大学経済学部 教授
熊谷 則一	涼風法律事務所 弁護士
齊藤 広子	横浜市立大学国際教養学部 教授
佐々木 正勝	一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会 会長
末永 照雄	公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 直前会長
土田 あつ子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会 NACS消費生活研究所 主任研究員
中城 康彦	明海大学不動産学部 学部長
三好 修	公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会 会長
山田 達也	公益社団法人全日本不動産協会 常務理事

(敬称略、五十音順)

【事務局】

国土交通省	不動産・建設経済局 参事官付
国土交通省	関東地方整備局 建政部

取材申込書

取材（カメラ撮り）を希望される方は、事前にご登録をお願いします。

FAX 送信期限：令和2年10月14日(火) 17：00まで

FAX 送付先：不動産・建設経済局 参事官付 石原あて

FAX 番号：03-5253-1557

※取材にあたっての留意事項について

- 1) 新型コロナウイルスの状況を踏まえ、取材参加は各社1名までとさせていただきます。
- 2) 取材中は自社腕章を必ず着用願います。またマスク着用等の感染予防対策にご協力願います。
- 3) 取材に際しては、担当者の指示に従ってください。

◆報道機関名
◆取材者
お名前 _____
◆連絡先
T e l : _____
E-mail : _____